

小児医療費助成制度 神奈川県内の実施状況

(平成29年8月1日現在)

	所得制限 (通院のみ) ※「特例」:旧児童手当の特例給付の所得基準	対象年齢														入院	一部負担金 徴収			
		通院																		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	就学前	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年			中学2年	中学3年	
県基準	旧児童手当特例給付の基準																	一部負担金(4歳以上に、入院1日100円、通院1回200円)	中卒	○
横浜市	1歳以上特例																	一部負担金(市民税課税世帯の小4~6は通院1回500円)	中卒	○
川崎市	1歳以上現行児童手当																	一部負担金(市民税課税世帯の小4~6は通院1回500円)	中卒	○
相模原市	1歳以上現行児童手当																		中卒	×
横須賀市	1歳以上特例																		中卒	×
平塚市	小1以上特例																		中卒	×
鎌倉市	小1以上特例																	----->	中卒	×
藤沢市	なし																		中卒	×
小田原市	1歳以上特例																		中卒	×
茅ヶ崎市	4歳以上特例																	----->	中卒	×
逗子市	1歳以上特例																		中卒	×
三浦市	なし																		中卒	×
秦野市	小1以上現行児童手当																		中卒	×
厚木市	なし																		中卒	×
大和市	1歳以上特例																		中卒	×
伊勢原市	1歳以上特例																		中卒	×
海老名市	なし																		中卒	×
座間市	1歳以上特例																		中卒	×
南足柄市	1歳以上特例																	----->	中卒	×
綾瀬市	なし																		中卒	×
葉山町	なし																		中卒	×
寒川町	1歳以上特例																		中卒	×
大磯町	1歳以上現行児童手当																		中卒	×
二宮町	小1以上現行児童手当																		中卒	×
中井町	なし																		中卒	×
大井町	なし																		中卒	×
松田町	なし																		中卒	×
山北町	なし																		中卒	×
開成町	3歳以上特例																		中卒	×
箱根町	なし																		中卒	×
真鶴町	なし																		中卒	×
湯河原町	なし																		中卒	×
愛川町	なし																		中卒	×
清川村	なし																		高卒	×
自治体数	入院を助成する上限年齢別																			33
	所得制限なしの上限年齢別	11		1	1			5						3	1		11			

●平成29年度の改正状況(予定を含む)

①横浜市 ②川崎市 H29.4~ 小4→小6 (1歳以上所得制限アリ)
 ※小4~6の市民税課税世帯は通院1回につき500円までの一部負担あり

③寒川町 H29.4~ 小6→中3 (1歳以上所得制限アリ)

④三浦市 H29.4~ 小6→中1 (通院は所得制限ナシ)

⑤秦野市 H29.4~未就学児の所得制限撤廃(小1以上所得制限アリ【新】)

⑥清川村 H29.4~ 入院を中3→高3 ⑦綾瀬市 H29.7~ 小6→中3

⑧鎌倉市 H29.10~ 小6→中3 (小1以上所得制限アリ)

⑨南足柄市 H29.10~ 小4→中3※(1歳以上所得制限アリ)
 ※中1~3は市民税非課税相当の世帯のみ助成対象

●平成30年度中の改正予定状況

①茅ヶ崎市 H30.4~ 小3→小6(4歳以上所得制限アリ)
 ※小4~6の世帯に対し、通院1回につき500円までの一部負担あり
 (市民税非課税世帯も一部負担の対象)

■ 所得制限のない年齢区分

■ 所得制限のある年齢区分